

山口市介護人材採用活動支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の介護サービス事業所を運営する法人に対し、介護人材の採用活動を実施する場合の費用を補助することにより、介護サービスに従事する人材の確保を支援することを目的として交付する、山口市介護人材採用活動支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）介護サービス事業所

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所をいう。

（2）介護職員

事業所で利用者に介護等を主たる業務として行う者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）山口市内で介護サービス事業所を運営する法人（以下「介護サービス事業者」という。）であること。

（2）市税を滞納していないこと。

（3）指定権者から指定の効力停止を受けていないこと。

（4）事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、介護サービス事業者による山口市内の介護サービス事業所における介護職員の採用活動（以下「補助事業」という。）のうち、次のいずれかに該当するものとする。

（1）地域情報誌や求人情報誌等に求人情報を掲載する事業

（2）採用チラシ等を作成する事業

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、別表にあげる費用とし、第7条の規定による申請を行った日の属する年度の3月31日までに支払いが完了した費用とする（消費税及び地方消費税を除く）。ただし、国、他の地方公共団体、公益団体等からの補助又は助成を受けた経費については対象外とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により計算した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 同一補助対象者に対する補助金の交付は、一年度につき1回限りとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、山口市介護人材採用活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）実施計画書

（2）補助対象経費の見積書等の写し

（3）市税の滞納のないことの証明書

（4）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を山口市介護人材採用活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）、山口市介護人材採用活動支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。

（内容変更の申請及び承認）

第9条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更する場合は、速やかにその旨を、山口市介護人材採用活動支援補助金変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容変更として承認する場合は、山口市介護人材採用活動支援補助金変更承認決定通知書（様式第5号）、却下する場合は山口市介護人材採用活動支援補助金変更承認却下通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、あらかじめ、山口市介護人材採用活動支援補助金交付申請取下書（様式第7号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（事業に関する支払が完了した日）から30日を経

過する日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、山口市介護人材採用活動支援補助金実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）実施報告書
- （2）補助対象経費の領収書等の写し
- （3）補助対象事業の実施した概要が分かるもの
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書により、補助対象経費が交付申請書に記載した予定額より増額となっても、補助金交付決定通知書に記載した交付金額は増額しないものとする。

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、決定事項及び交付金額を山口市介護人材採用活動支援補助金交付額確定通知書（様式9号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、速やかに山口市介護人材採用活動支援補助金交付請求書（様式第10号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による適法な請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、山口市介護人材採用活動支援補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、その決定を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- （3）補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- （4）その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、山口市介護人材採用活動支援補助金返還請求通知書（様式第12号）により期限を定めて、その返還を認定事業者に請求することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第5条関係）

介護サービス事業者が負担した山口市内の介護サービス事業所における介護職員（事業所で利用者に介護等を主たる業務として行う者）の採用活動に係る補助対象事業のうち、第5条中「補助対象経費」は、下表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費の区分	補助対象経費
地域情報誌や求人情報紙等に求人情報を掲載する事業 （第4条第1項第1号）	広告料	・地域情報誌、求人情報紙及び求人情報サイトへの求人情報の掲載に係る費用。
	その他	・市長が特に必要と認めた費用。
採用チラシ等を作成する事業 （第4条第1項第2号）	印刷製本費	・介護職員の求人のためにチラシ等を作成するための費用。
	委託料・手数料	・介護職員の求人のために作成した、チラシ等を配布するための費用。
	その他	・市長が特に必要と認めた費用。

※消費税及び地方消費税に相当する額は除く。